大阪の 部落史 通

主な記事

史料紹介/能勢町下田村福井家文書
の「一札」(1)
大阪市の露店営業問題(4)
各地区の部落史研究~堺(6)
市町村の史料を訪ねて~大阪市(7)
寄贈図書一覧(8)

発行 大阪の部落史委員会

大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714 ₹556

史料紹介

能勢町下田村福井家文書の「一札」

芳 子

(大阪

の部落史委員会事務局

文書」(福井文友所蔵)は、 村智博氏(大阪人権博物館) 「大阪 おって、 の部落史』通

重な史料の中から安政 あ の関心を深めていただきたい。 ここではとりあえず、 ルムで約四〇〇〇コマを越える貴 札」について紹介し、 二年六月付の マイクロ 同文書へ

について触れておきたい。

。 ず、

史料中の「天王寺村孫右衛

牛町に市がたち、 臣政権下の 在郷博労らの直 書・記録」(『日本歴史』 九九二年二月)で、「少なくとも豊 藤本篤氏が 一六世紀後半には天王寺 「摂津天王寺牛市と文 売買は禁止されてい 「その後も天王寺牛 これを経由しない 五二五号。

年八月)の「史料収集の動き」で既 体系的な史料紹介がなされる予定で づくりならびに翻刻を進めておられ に紹介された「能勢町下田村福井家 その全体像が示され、 信 一号 現在、 が目録 九 吉 上納」し、 を徴収し、 この牛市を支配したのが孫右衛門

屋・年寄が連名で 屋の孫右衛門あてに能勢郡四村の庄 付 下に入らない博労・村々と公事 彼の支配下の天王寺牛市で行うこと 河内・和泉・播磨四ヶ国の牛 ては前掲藤本論文が詳しい。『能勢町 前後に彼は市場統制をは を命じる国触れを得ているが、この 右衛門は大坂町奉行所から、 である。 で、 .も西郷仲買とのみ牛の売買をする 安永七 (一七七八) 「一札」によると、 第三巻 をくり返している。これについ 孫右衛門 宝曆二 (一七五二) (一九七五年三月) への口銭は西郷仲買 「百姓は今より以 天王寺村牛問 年七月一九日 かり、 摂津・ 年、 取引を 所収 支配 (訴 孫

述べておられる。 銀三〇枚ずつの」上納が行 として「牛一疋につき銀二匁の口銭 た天王寺牛市の公認・保護」 は徳川幕府から承認され」「こうし 「寛永一八年からは一年に うち一匁を冥加銀として わ の代賞 れたと

> が行われていた様子が分かる。 から取り立てるように」と求めて 口銭の徴収をめぐっての綱引き

年の 別部落の動向 告前後における大阪府能勢町の被差 ると述べられている。 からかなりの需要があったとみえ」 介し、「この牛の鑑定業は近在の農家 ては山田光二氏が慶応三(一八六七) 九七一年)) 下田村皮多の牛売買の目利につ 「摂州能勢郡下田村一札」を紹 「部落解放」二〇号・ (「『解放令』布

寺村の孫右衛門に出された。 なっ 0 どりをした莚を着せたとある。 利とは別に寛政年間(一七八九~一 気牛を商いし、その目印に木綿で縁 八〇一)から農業に差支えのある病 ここで紹介した史料の後段には 区別が紛らわしいので取り締まっ 扱う牛と下田村の皮多の扱う牛と この安政二 (一八五五) たためであろうが、 下田村の扱う牛の売買が多く いという博労側の要求が天王 一般の博労 年の段 そし

私共儀其御許殿へ及御相対牛目利売買渡世罷在候処、 札

私共6年々差出候牛口銭之儀 (横川) 壱ケ年二、九拾五疋之積ヲ以 有之候共、残之者共ら相弁、右日限無滞、 様方へ差出置候間、 百姓中へ割懸ケ候儀ニ而ハ決而無御座候、 一存候、然ル上者、 御受取可被下候、 札 宛二御相極被下度候段、御頼奉申候処、 毎年九月晦日切、片山村庄屋数右衛門 尤右口銭之儀者、私共身分ゟ差 急度差出可申候、為後日之 万一、口銭銀相滞候者 、御承知

札依而如件 安政二卯年

六月

下田村皮多

太啓武常四二兵郎郎衛八

半五口

安右衛門

孫右衛門

天王寺村

右日限及延引候ハ、急度取立、其許殿へ相渡可

申

前書之通御願申上候処

御承知被下忝存候、然上者

為其、

奥印致置候、

以上

前書之通相違無之、

庄屋数右衛門

往古者、 藁おも

> 而如件 世御差留メ被下候共 正路ニ商内仕重 頭義決而仕間鋪候、若相違之儀御座候ハヽハ牛目利渡 侭、量之方へ追附候義ニ御座候故、 得共、何分、私共近年困窮仕、飼置候牛者一向無之国方博労衆ゟ買請候 博苦労衆ゟ、其許殿江差支申出、 余者仲買博労衆同様ニ御差免被下千万忝奉存候、右之通此度相改候上者。 乍併、私共商内牛之印莚ニ縁を取、直段高下ニ不拘、 衆ゟ買受、直様売買仕候儀ニ付、 二御座侯処、此度御差当を以、無申訳心得違之段、 廉相立候樣、被申聞承知奉畏候、 其節一言之申分無御座候、 莊之儀者、何卒其儘二御差免被下度、 御取締御座候、 然ル処前文ニ奉申上候通、国方博労 無何心莊之儀者、 為後日之差入申一札依 此儀ハ御尤ニ者御座候 重々御詫奉申上候処、 着歩行可申候、其

候処、近年猥ニ相成、仲買博労衆中同様、牛荘立商内仕候趣を以、仲買

寛政之度、近村之庄屋衆中相願、

莚ニ木綿縁を取、

着歩行商内仕

かへ課牛ニ而、商内仕来候得共、四時之障を請病気牛農業之差支相成候

安政弐卯年

六月

摂州能勢郡下田

村

逸

常 八平八

太啓四二 武 兵 口郎郎衛

安右衛門 半 五

私ゟ取締可仕候、

若違背仕候節者、

但々

利左衛門死跡

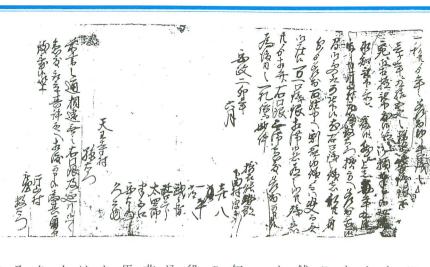
印形仕置候、

以上

天王寺村

片山村庄屋 孫右衛門殿

数右衛門



(後段は略す)

対して下田村側は、 売ることになっただけであって、 た牛をそのまま売るため、 不足して、 つけた荘 (かざり) のついたまま 国方博労衆から買い求 近年売買する牛 博労衆 以

> たものではないと断っている。 ことを約束している。また、この口 を九五匹と見積もった口銭を納める にする、 した動きを念頭に史料の前段をみる 《銀については百姓中に「割懸ケ」 「縁どりをつけた莚」を着せること 下田村は年間の牛売買の取引数 自分たちの商う牛の印である と詫びを入れている。 こう

馬銀 その取り立ての保証をしており、 役職にあって、 されている。 たと考えられる。 非難する文言がある。この「村方牛 込んでしまって村方へ出さない、 年八月八日付の高槻御役所宛の願書 存在は大きい。 の口銭銀の流れの中で片山村庄屋の は直接孫右衛門に渡されるのではな 中で、 福井家文書中の文久元(一八六一) 片山村の庄屋数右衛門に差し出 が口銭銀として支払われてい 対立する相手が年寄という 数右衛門は奥印 「村方牛馬銀」を取り また、この口銭銀 の上、 ٤

摂津下田村文書—」(『部落解放研究 Ŧi. ているように下田村は、 六二号・一九八八年七月)で述べられ 九四) の検地帳には片山村に含まれてお すでに上掲山田論文や吉村智博氏 「幕末における一独立村の動向 年三月実施という秀吉政権 文禄三(一

る。 の — 史料は下田村の「一村独立」 存在した片山村との関係」 村氏が先の論文で「取次庄屋として 村を果たしたとされる。 必要性を指摘しておられるが、この 延宝七 (一六七九) 面を示す史料でもあるといえ

一の分析

の内実

年に独立分

しかし、

吉

山村中森新平」 る。 地村取次庄屋重左衛門、 村」片山村の奥印が続いてい れ以降も公的な帳簿類を含めて 宛の願書にも「元第三〇区副戸長片 宛に下田村についての報告をしてい が立合の上請書印形している。 古谷村庄屋吉左衛門 の文書には片山村取次庄屋一平、 三) 年六月二四日付の高槻御役所宛 として残されているのは片山村だけ て、三人は同日に連名で高槻御役所 ではない。例えば天保一四(一八四 なお、 また、 福井家文書に、 明治五年六月付の大阪府 の奥印があるが、 (・印は筆者 「取次庄 川辺郡上阿 そし 本 屋 稲

となる。 だろうか。 0 貫して同じ強さであったとは考え |辺郡上阿古谷村との関わりが問題 影響力に濃淡があったのではない しかし、「本村片山村」の影響力が 時 それに加えて、 期や事柄の内容によりそ 稲地

> るのではないだろうか。 理、 多量に残る公的帳簿類の奥印の け Ł 庄屋として名を連ねる時期のあるこ はずの稲地村がその後の文書に取次 が六村にものぼること、 ま われたことに対応して行われたもの 受けた領主から、差支えの有無 いる。 かわる取次・奥印の廃止を願い出 野・上杉・稲地・垂水・山田・天王 の上阿古屋村が片山村と並んで取次 庄屋として登場すること、 である。この六村に先の稲地村が含 村が小堀数馬宛に、 れている。片山村以外に取次庄屋 ればならない課題であると思う。 取次庄屋廃止ニ付取次六ヵ村口上 平野村の庄屋を惣代として平 によれば安永八(一七七九)年 分析はその手がかり などについては今後分析をしな 能勢町史』 これは、下田村からの願いを 第三巻所収の 下田皮田村にか 廃止された 0 また他郡 つとな 下 が問 整 田

17 ていただけることに深く感謝した こられたこと、 今日までのこの文書を大切に伝えて 文書も残されている。 様々な生活の様子をイメージできる この他にも下田村皮多の またこうして使わせ 福井氏には、 人々の

史料紹介

の露店営業間 題

研究所所蔵個人資料から

渡辺

俊雄

部落解放研究所

◆ある靴直し職人の資料

支店の地下で、靴直しの仕事をして た方がいた。晩年には日本銀行大阪 しの職人として生涯をまっとうされ の泉野利喜蔵とも交友があり、靴直 全国水平社創立の一人である舳松村 が、大阪市内の部落に生まれ、古く いたと聞いた記憶がある。 お名前を出すのは控えておきたい

も関わっている。 とも躊躇されていたから、今手元に 田喜一や栗須喜一郎らと市同促協に の職人の生活擁護の運動も担い、 はその肉声は残っていない。 を出すことも、テープで録音するこ お話を聞かせていただいたが、実名 戦時中から戦後にかけて、 解放センターの食堂などで何回か 靴直し 松

くは四つの封筒に分かれているが、 であろう。 次のまとまりがもっとも貴重なもの その靴直しの職人が残された資料 研究所に所蔵されている。 大き

> 1 清算報告書〈自昭和二二年三月 日至二三年八月五日

浪速靴商工業協同組合定款 (大阪府靴統制組合)

2

年不詳

3 員名簿(年不詳) 大阪市東警察署管内東露靴会会

4 (仮) <ノート>東露靴会

(一九四七年前後)

5 ①大阪府露店営業許可条例 仮 露店営業関係資料

②大阪府告示第四〇四号 (一九四八年六月一一日)

③大阪府告示第四〇五号

(同前)

⑤路傍靴修繕業者ノ取締ニ関スル ④旧指令書・鑑札書換について △大靴統発第二二一号

⑥路傍靴修繕業者ノ取締ニ関スル 件 〈大靴統発第二〇九号〉 (一九四六年八月二二日)

露靴会第一回総会挨拶(会長 (一九四六年八月一八日)

7東 8大阪府露店靴修理組合連合会会 一九四六年一一月六日

> 則 (付 組合長名簿

6 大阪府露店靴修理組合連合会会 (一九四九年一月)

則 (付) 組合長名簿 (一九四九年一月)

7、中小企業等協同組合設立認可申 請書·設立趣意書·資金計画書 <手書き>(大阪友隣靴協同組合) (一九六〇年)

かった。

・露店営業問題の経過

運動起る。御堂筋への座り込みなど 年表』では一九四八年の項目に「一 同和事業史』(一一三頁)と、これを されていない。詳しいのは あるにもかかわらず、十分には解明 では二~三行触れただけである。 議会史』(二二頁)の記述であろう。 下敷にした『大阪府同和事業促進協 大阪の運動にとって大きな出来事で 部落問題研究所編 露店商禁止反対闘争は戦後初期 大阪市露店商営業禁止反対 大阪の部落史』下巻の拙稿 『戦後部落問題 『大阪市 0

> ついては、 0 緯 の露店営業が禁止されるにいたる経 る。これまでに刊行された各資料集 解放』)と記載されている。 には、一次資料は掲載されていない。 落解放全国委員会の「露天業禁止反 資料としては を含む実力行動を展開」(出典『部落 (一九四九年)、 か)や、 いずれにしてもこれまでは、肝心 (そもそも露店営業は禁止された の方針を資料として掲載)があ 当時の露店営業の実態に 資料の発掘が十分ではな 『部落問題研究』 同一〇号(同年、 他の関連 部

な事実が明らかになる。 んではいないが、おおむね次のよう 前記の資料をまだ十分には読み込

闇市の取り締まりを目的にすると考 阪府知事に文書で、 阪府靴統制組合は二回にわたって大 露店営業を対象にするものであった えられていたが、実際にはすべての 取締規則にもとづいて露店営業取締 (前記の資料5の⑦。以下同じ)。大 (資料5の⑤、 特別の取り計らいを願い出ている 則 一九四六年八月には大阪府価格等 が交付された。当初、 (大阪府令第七四号、 6 同組合の業者へ 同規則は ただし未

同時に、所管警察署の指示を受け

連絡協力する機関として、大阪府靴 統制組合北区支所の業者が独自の組
合を結成した。これが、東露靴会で
ある(資料5の⑦)。名簿によれば、
同会は営業区域ごとと思われる一二
班に編成され、一二八人が組織され
ていた。現住所は、大阪市内の各部
落と部落外、京都府・奈良県にも及
ぶ(資料3)。資料4のノートは、そ
の当時に書かれたものと思われる。
会の予算・支出、若干のメモが残されている。

織かどうかは不明。 織かどうかは不明。

◆その後の経緯

許可を受けなければならず、公共の 等許可条例を制定・交付した(資料 を全面的に禁止するものではなかった。ただし露店営業を行なうために は本籍・住所・氏名などを届け出て

福祉に反するとされた時には許可をを点と、ほぼ同じである。

残りを模索していく。 さ会を結成した(資料6)。基本的に は行政と折り合いを付けながら生き は行政と折り合いを付けながら生き で会を結成した(資料6)。基本的に は行政と折り合いを付けながら生き

一九四九年に入ってからの行政側の動きは、しばしば商業新聞で報じられた。まず六月、政府は各都道府られた。まず六月、政府は各都道府県知事ほかに宛てて、「露店商組合お県の除去・民主化という理念に沿っ体の除去・民主化という理念に沿ったものであったはずである。

こうした流れから言えば、全国自 治体警察長連合協議会の結果であ り、全国的な申し合せであるとした、 り、全国的な申し合せであるとした、 であり、現実をふまえない暴論であ であり、現実をふまえない暴論であ

針を保留して改善策を研究するとの発した。大阪市当局も全面廃止の方議員団総会で全面禁止反対の声明をこれに対して、大阪市会民主党は

意向を示した。GHQ公安課警察調査官(新聞の原文のまま)シューバックもこうした市の方針を了承したが行政と対決し、大阪市会で大きなが行政と対決し、大阪市会で大きなが行政と対決し、大阪市会で大きなが行政と対決し、

◆一応の結末

金面禁止反対運動、大阪市会での金面禁止反対運動、大阪市会での

大阪市立中央図書館に所蔵されてという行政文書がある(研究所はコピーで所蔵)。同資料に綴られているという行政文書がある(研究所はコという行政文書がある(研究所はコという行政文書がある(研究所はコントで

政局、一九四九年一一月)
1、露店実態調査報告書(大阪市行

2、昭和二十五年度第三期(自25

、露店改善指導対策要綱(案)

一九四九年一〇月)関する調査報告(大阪市行政局、東京都における露店整理問題に

11至26・2)露店許可調書(大阪平十、昭和二十五年度第三期(自25・至十月)露店許可調書

一二日) 市土木局道路課、一九五一年二月

市会で大きな問題にな

入りで報告されている。が、露店開設の場所別に、時に図面が、露店開設の場所別に、時に図面った当時の大阪市内の露店商の実態

今、注目するのは資料4である。今、注目するのは資料4である。 一日に決定した具体的対策方針の基 日の市会における露店対策方針の基 日の市会における露店対策方針の基 では、昭和二十五年二月二十 一日に決定した具体的対策は以下の この要綱によって、整理指導する露 この要綱によって、整理指導する露 には市内にある道路上の露店であっ で、道路外にある露店は対象としな で、道路外にある露店は対象としな いで従前通りとする、と明記されて いた。業者の側の一応の勝利であっ いた。業者の側の一応の勝利であっ た。

◆一通のメモ

行政側と交渉を重ねたようだ。に路上での営業をも認めさせるべくで商うものであり、業者の側はさらてかし事実上、多くの露店は路上

きのメモ (コピー) が残されていい まきのメモ (コピー) が残されている。

ることができ、この闘争を通じ 発した。激しい決起闘争の結果 五〇年一〇月に、反対闘争が再 るもので、 いて多くの生きた学習を体得し 側道での露店営業許可を勝ち取 ようやく五一年三月に至って、 折衝は難行し、ついにふたたび 方針は、アメリカ軍の指令によ を出したが、府警の全面禁止の 業を許可せよと、 こからよこに入った側道での営 ストリートが無理であれば、そ けられ、府連の側からはメーン・ ☆その後、 部落大衆は団結と闘争につ 全く主体性を欠き、 ねばり強く交渉が続 譲歩的な要求

> ある。 を残された靴直し職人自身のもので 以上の文章は、 記憶によれば資料

たように思う。 こに付記したかったコメントであっ の記述は不満だったのであろう。そ 恐らくかの職人にとっては、 促協の記念誌のページに該当する。 営業禁止反対闘争の記述がある府同 P・22」とも書き込みがある。 コピーの右肩には 「別紙」とあり 記念誌

心を打つ。 組合設立の願い った。手書きで残されている靴協同 事と生活の安定は、終生の悲願であ 多くの靴直しの職人にとって、 (資料7) は、 仕

とり、

舳松歴史資料館と決定された。

資料の収集

調査研究

平社の名称でもあり、堺市と合併す を取り入れるということで、地元水 また長年にわたる部落解放への願い

る以前からの村名でもあった舳松を

設立経過

主な 取 組 みの日程(一〇~一二月)

市町村

(同和対策部

△室〉、

市町

料収集 村史編纂室、 〇月 豊能町、 箕面市、 富田林市、 議会事務局 泉佐野市、 堺市、 高槻市、 豊中市、 泉大津市 松原市、 岸和田 貝塚市、 池田

> 交野市、 泉南市、 勢町、 羽曳野市、 大阪市 田 市 八尾市、 太子町、 河南町、 熊取町、 東大阪市、 大東市、 摂津市、 和泉市、 河内長 能

研究会 柏原市

大阪狭山市、

一〇月 三日

中世

各地区の部落史研究

舳松歴史資料館

展示することによって、部落差別と にかかわる資料や文献などを収集・ 落差別をものがたる住居をはじめと の強い思いや願いがあった。 史・文化を守る会をはじめ地 に地区の人びとの生活・文化・労働 歴史や実態を調査・研究するととも する資料がなくなってきているなか ○年代の後半から部落解放堺地区歴 堺市としても同和対策事業の進捗 資料館設立にあたっては、 一定の成果をみるも、 厳しい部 一九七 元から

に行うこととなった。

二月 一月二五日 中世

必要であるという認識をもつにいた 対する憤りを知ることのできる場が 闘ってきた人々のいきざまや差別に

年目を迎えている。

資料館の名称は、

地元に密着した

跡の施設を改築し、一九八八年四月

に資料館が開館した。以来、

現在八

にあった「旧ちぬが丘診療センター 立が決定され堺市立解放会館の二階 っていた。そんななかで、資料館設

集できることや、 集していたものを基礎にして中心的 史・文化を守る会が従来から資料収 致したなかで、 なければという地元の強い思いが合 元の精通者が最も資料を円滑に収 資料の収集・調査研究については 部落解放堺地区歴 収集記録しておか

これが資料館の展示内容の基本の一 てまとめあげ冊子などになっており 会は資料収集と調査・研究の成果を 『しおあな研究』 部落解放堺地区歴史・文化を守る (1号~6号)とし

つとなっている。

展示内容の検討

部会、 史資料展示室構想委員会」(地元精通 構想委員会」と名称が変更されてい 者三人、地区協一人、学識経験者一 ぞれの展示内容を検討、 委員が分散して部会を構成し、 るが、このなかに、啓発部会、 翌年には「ちぬが丘歴史資料館展示 るまでに、一九八六年三月には「歴 配置が確定されたのである。 人、行政経験者五人)が設置され、 開設が決定してから、 生活・運動部会が設置された。 現在の展示 オープンす それ 歴史

継がれ現在にいたっている。 行政関係者三人)にその機能が引き 〈降は「舳松歴史資料館展示委員会」 (地元精通者三人、学識経験者二人) 資料館が開館した一九八八年四月

資料館の現状

活動をおこなっている。 館だよりなどの発行による広報啓発 務として、 究④常設展示 に位置付けられ、館長をはじめ、 管②資料・情報の提供 (の専任職員が配置されている。 資料館は教育委員会の社会教育部 ①資料の収集・整理・保 ⑤特別展示 ③調査・研 ⑥資料 業 Ŧī.

> げ、サブテーマを設け違った角度か なか、 くしては前に進まないところである。 である将棋の名人阪田三吉をとりあ れる状況にいたっている。 よる見せ方、啓発のあり方が求めら 新しい資料の発見、 常設展示も、開設以後の研究成果や 急務をようしており、 が多く、また古老からの聞き取りも 真資料については内容が不明なもの の整理作業も含まれている。 特別展示も、 展示物の入れ替えや新手法に 過去に収集された資料を 明治・大正期の新聞資料 台帳に記入する作業を 毎年秋に舶松の出 歴史研究の進む 地元の協力な 特に写 身

ら同和問題の視点で開催している。

今後の課

まとめるための準備作業を進め、 ともに、 ないと考えている。 かるため、資料整理の作業を急ぐと 地元に密着した資料展示の充実をは わしい内容をもった資料館をめざし して舳松歴史資料館という名にふさ この収集・発見に努めなければなら 司 和問題解決のための啓発拠点と 舳松の部落史を系統だてて 資

(文責 筧 秀夫)

ろ見極めはつけがたいが、

貴重な史

町 村 の史料を訪ね T 大阪

市

市

里上 龍平 (大阪の部落史委員会事務局

を刊行している。 0 史』四六冊、『大阪市史史料』四五冊 の編纂事業を行ってきて、 年 ○○年を記念するために、一九七九 に ところで、今回の『新修大阪市史』 『新修大阪市史』八巻、 ·から『新修大阪市史』(全一〇巻) 市は一九八九年の市制施行一 『大阪の歴 現在まで

史続編』全八巻(一九六四年~一九 六九年) につぐものである。 五一年~一九五四年)、『昭和大阪市 年)、『昭和大阪市史』全八巻(一九 治大正大阪市史』全八巻(一九三三 全五巻・六冊、 史事業である。すなわち、『大阪市史』 編纂は大阪市としては五度目の修 一九〇九年~一九一五年)、 他に付図・索引 明明 刊

るかということになると、 大阪市関連の史料を蒐集しておられ う関連の史料がどれほど含まれている。 これら蒐集史料の中に大阪の部落 今のとこ

> 料 (1)て次のような分野の史料が見られる。 ってみると、ごく大ざっぱに分類し があると思われる。 商工業統計・衛生統計などの統 近・現代に

- (2)
- 民生事業 学事報告·学事統計 (同和事業)

係報告

- (6) (5) (4) (3) 郡·区行政関係史料
- 新聞·雜誌

その他は大阪市公文書館に所蔵され の原史料は大阪市立中央図書館に、 のうち、東成区、 ている。 〈料が見出される可能性がある。 なお、 さらに、以上の分野に限られない (5)の郡・区行政関係の文書 東区、 大淀区関係

げて紹介する。 料と(1)の統計の史料を何点か取り上 ここでは、 (4)の同和事業関係の史

市では考古・古代から現代にいたる

そして、その編纂のために、大阪

こに改めて御礼申し上げておきたい。 阪市関係者の方々には、多くの御教 示と御協力をいただいたことを、こ なお、 大阪市史編纂所をはじめ大

類に属すると思われる。 生局報告第八十二号)が最も早い部 和三十三年度大阪市同和事業誌』(民 」で同和事業が登場するのは、 大阪市民生局が出した「民生局報 昭昭

呼び、 類い」であるとしていた。 的迫害、悪風、「全く不合理な迷信の 差別観念を社会的に見た場合、 階級的な身分制の遺物」ととらえ、 区改善事業(もしくは同和事業) 当時、 地区=被差別部落を「封建的 行政は、同和対策事業を地 反動 ٤

生局は一九五三年度から逐次 実態調査」を実施して、一九五五年 状態であるという。なお、 得者が二五%を占め、一世帯構成員 を出している。 度には二 は四・五人強、月平均収入一万二〇 居住し、職業は皮革関係が五〇%、 ○○円で、生活保護世帯と紙一重の 万人(二八〇万市民の二・一%) 雇 廃品回収、 一地区について集計分析資料 大阪市には一四地区、六 行商などの不定所 大阪市民 「地区 が

設備補助、大阪市·大阪府同和事業 察事業に合計八〇万円が計上された 促進協議会への助成、 三年度の大阪市の追加予算で、 がその始まりである。 戦後の大阪市の同和事業は トラコー 次いで翌年 一九五 施設 -マ診

> 業促進協議会が設立されたのは一九 年度には二三〇〇万円が計上される 度当初予算で八五〇万円、一九五九 ことになる。ちなみに大阪市同和事 五三年二月であった。

ると、 概要』 次のものがある。 事業の始期の分かるものとしては、 次に、『昭和三四年度地区改善事業 戦前の大阪市の部落改善対策 (民生局報告第八十一号)によ

四〇年七月)など。 九二五年五月)、日之出託児所(一九 宅 共同作業所(一九二七年)、 北浴場・理髮所 (一九二四年)、 二六年六月)、 一〇月)、平野トラホーム診療所(一 浪速市民館(一九二八年開設)、 (一九一〇年一〇月~一九二六年 有隣職業教習所(一九 北中島住 生江 城

てい 本金一〇〇〇円)の職工五五人が目 郎のちの新田帯革、資本金二〇〇〇 としては群を抜いて多い職工を抱え それぞれ二三〇人、一五〇人と当時 本金二〇〇〇円と一〇〇〇円)あり、 統計書』によると、 に に燐寸(マッチ)製造業者が二軒(資 つく。 の従業員二〇人、硝子製造(資 『明治二十四年大阪府西成郡役所 他に、皮革製造(新田長次 西浜町では皮革製造の三軒 難波村大字難波

九回農工商統計年報』 が ○人、二三人、一○人である。 あがっており、職工はそれぞれ三

三人)、女二三九四人(四八三六人) 成郡は二一製造所 下同じ)、 についてみると、明治二九年では西 さらにマッチ製造を『大阪府第十 職工男一二七四人(二七〇 (大阪府四五、 (明治三〇年) 以

> 阪府の約半分を占めている。 となっていて、 製造所・職工とも大

三枚、馬革二万二一〇〇枚、 万三四〇〇枚の産出高となっている。 九九人、女九〇人。牛革六万六二一 しており、 ついては、 また、 口 製造戸数三二、職工男四 大阪府では西成郡が独占 「年報」 によれば製革に 鹿革二

寄贈 义 書 覧

- 泉大津 市 市史三·四·五巻 (泉大津
- 泉大津市史紀要第 (泉大津市) 八·九号
- 泉佐野市史研究第 一号(泉佐野市)
- 熊取町史紀要第一·二号 教育委員会 (熊取町
- 岸和田市史史料第三。四 (岸和田市) · 五. 輯
- 摂津市史写真版史料目録 書 池田市古江町郷土資料・ (池田市教育委員会 如来寺文 (摂津市
- 山岡春関係文書目録 (熊取町教育委員会) (岸和 田市

和泉国日根郡熊取谷中家文書目録

文書Ⅰ 大阪社会運動協会蔵書目録· (大阪社会運動協会 中 江

- 富田 林市 林市史史料目録第 集 (富
- 泉大津市史編纂史 集(泉大津市 料目録 第
- ~ 五 大阪狭山市史編さん資料目 (大阪狭山市教育委員会) 録二
- 史料·文献一覧 (岬町史編纂室)
- 史資料一覧 (岬町史編纂室)
- 岬の古文書―岬 町 史紀要第 무
- 岬の古文書(2) (岬町教育委員会) (岬町教育委員会) -岬町史 紀要第二号
- 創立十周年記念誌 業促進協議会 (茨木市同 和事
- 年度 同和対策の概要―昭 (東大阪市同和対策部) 和五九~六三
- 八尾市 同和対策事業概要—平成 (八尾市同和対策部